

「特定の分野に係る育成就労制度運用要領-ビルクリーニング分野の基準について-」の一部改正について

令和8年9月

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づきビルクリーニング分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準（令和8年厚生労働省告示第180号）に基づく「特定の分野に係る育成就労制度運用要領-ビルクリーニング分野の基準について-」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

記

主な改正部分は以下のとおりです。

通し 番号	該当 ページ	改正箇所	改正	現行
1	5	第1 育成就労外国人が従事する業務 【主たる技能及び必須業務】	○ ビルクリーニング分野の育成就労外国人が従事する業務区分において設定する主たる技能、必須業務等については、 別紙 の育成就労計画審査基準を参照してください。	○ ビルクリーニング分野の育成就労外国人が従事する業務区分において設定する主たる技能、必須業務等については、 ビルクリーニング分野 の育成就労計画審査基準（ 追って別紙としてお示しします。 ）を参照してください。
2	19	第5 技能実習の目標となる試験と育成就労の目標となる試験の関係	○ 技能実習の目標となる試験と同一又は相当する育成就労産業分野に係る分野別運用方針に定められた試験との関係は、以下の表のとおりです。 なお、技能実習を行っていた期間等に応じ、育成就労の通算期間等に関する基準を満たす必要もあるので注意してください。例えば、技能実習を3年以上行っている場合は、育成就労計画の認定を受けることができず、技能実習を2年 を超えて 行っている場合は、下表において対応する業務区分以外の育成就労を行わせることができません。	○ 技能実習の目標となる試験と同一又は相当する育成就労産業分野に係る分野別運用方針に定められた試験との関係は、以下の表のとおりです。 なお、技能実習を行っていた期間等に応じ、育成就労の通算期間等に関する基準を満たす必要もあるので注意してください。例えば、技能実習を3年以上行っている場合は、育成就労計画の認定を受けることができず、技能実習を2年 以上 行っている場合は、下表において対応する業務区分以外の育成就労を行わせることができません。

			<table><tr><td>技能実習の 目標となる 試験</td><td>育成就労産 業分野</td><td>業務区分</td><td>育成就労の 目標となる 試験</td></tr><tr><td>技能検定 3 級（ビルク リーニン グ）</td><td>ビルクリー ニング分野</td><td>ビルクリー ニング</td><td>ビルクリー ニング分野 特定技能 1 号評価試験</td></tr></table>	技能実習の 目標となる 試験	育成就労産 業分野	業務区分	育成就労の 目標となる 試験	技能検定 3 級（ビルク リーニン グ）	ビルクリー ニング分野	ビルクリー ニング	ビルクリー ニング分野 特定技能 1 号評価試験	<table><tr><td>技能実習の 目標となる 試験</td><td>育成就労産 業分野</td><td>業務区分</td><td>育成就労の 目標となる 試験</td></tr><tr><td>技能検定 3 級（ビルク リーニング</td><td>ビルクリー ニング分野</td><td>ビルクリー ニング</td><td>ビルクリー ニング分野 特定技能 1 号評価試験</td></tr></table>	技能実習の 目標となる 試験	育成就労産 業分野	業務区分	育成就労の 目標となる 試験	技能検定 3 級（ビルク リーニング	ビルクリー ニング分野	ビルクリー ニング	ビルクリー ニング分野 特定技能 1 号評価試験
技能実習の 目標となる 試験	育成就労産 業分野	業務区分	育成就労の 目標となる 試験																	
技能検定 3 級（ビルク リーニン グ）	ビルクリー ニング分野	ビルクリー ニング	ビルクリー ニング分野 特定技能 1 号評価試験																	
技能実習の 目標となる 試験	育成就労産 業分野	業務区分	育成就労の 目標となる 試験																	
技能検定 3 級（ビルク リーニング	ビルクリー ニング分野	ビルクリー ニング	ビルクリー ニング分野 特定技能 1 号評価試験																	

上記のほか、別紙の新規制定を行っています。

以上